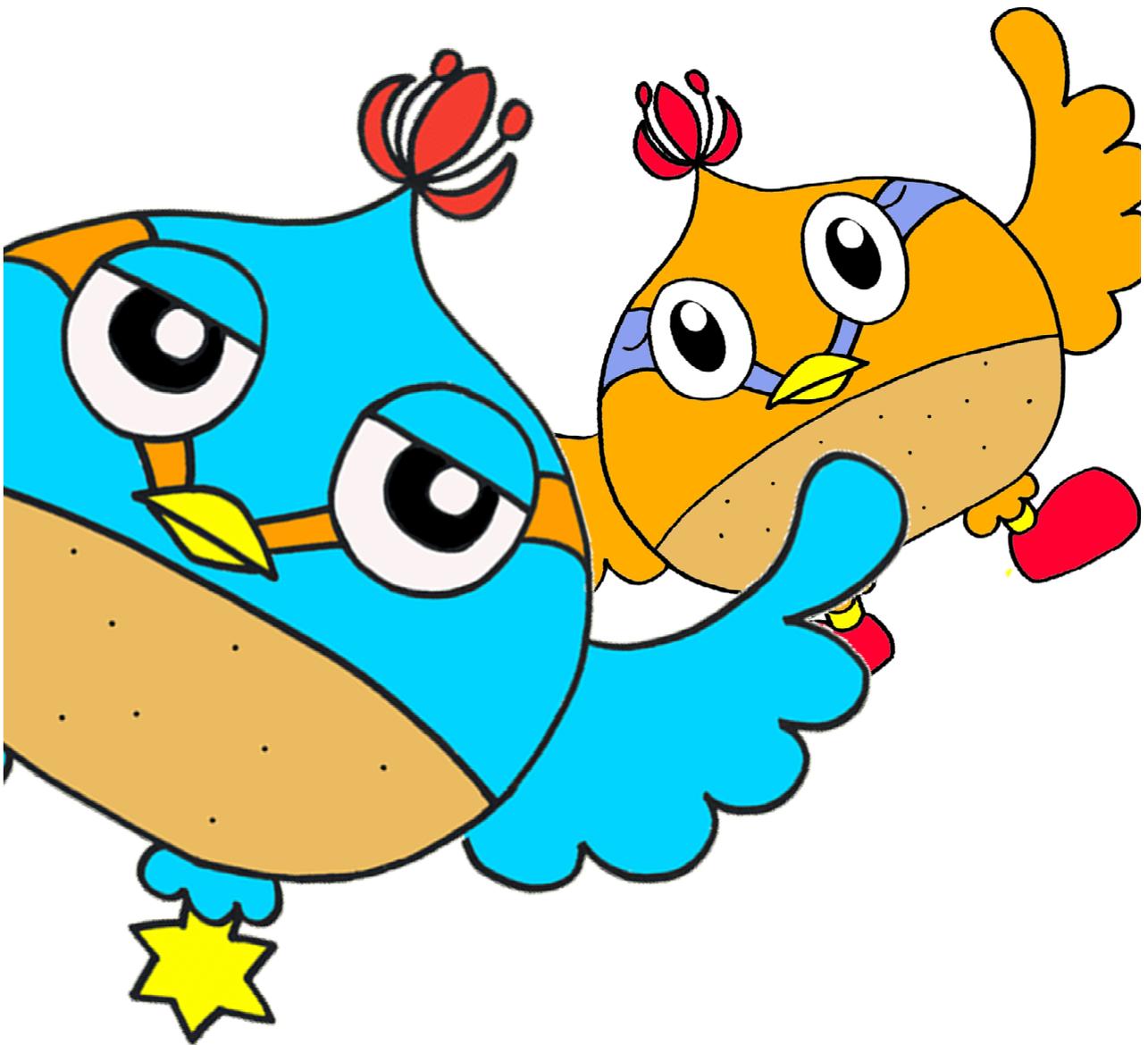


集団資源回収の手引き

# 日高市集団資源回収奨励報償金制度

平成25年1月改定



日高市 環境課 廃棄物対策担当  
TEL 042-989-2111 (代)

# — 目 次 —

1. はじめに	2
2. 集団資源回収のメリット	2
3. 日高市集団資源回収奨励報償金制度の利用について	3
4. 回収品目と出し方等について	4
5. 資源回収の手順等について	5
〔PR〕可燃ごみの中の <sup>ざつがみ</sup> 雑紙を資源に変えよう！	7
6. 日高市集団資源回収奨励報償金交付要綱	8
7. 各種様式	10
(1)様式第1号(第3条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録申請書	11
(2)日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録事項変更届	12
(3)様式第3号(第6条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付申請書	13
(4)様式第4号(第6条関係)集団資源回収伝票	14
(5)様式第5号(第7条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付決定通知書	15
(※6)様式第2号(第3条関係)日高市集団資源回収取扱事業者登録申請書	16
(※7)日高市集団資源回収登録取扱事業者内容変更届	17
(注)※6、※7は、事業者のみとなります。	
8. 日高市集団資源回収登録取扱事業者一覧	18



## 1. はじめに

自治会や PTA などの団体が、市民の日常生活から出される廃棄物の中で、再利用できる新聞や雑誌などを、自主的に回収し、取扱事業者に引き渡す一連の活動のことを「集団資源回収」といいます。

日高市では、ごみの減量化、再資源化を図るために、昭和61年4月1日から「日高市集団資源回収奨励報償金交付要綱」を制定し、地域団体の皆さんが実施する集団資源回収を応援しています。

## 2. 集団資源回収のメリット



実施団体のメリット

**資源回収量に応じて、収入が得られます。**



市のメリット・市民のメリット

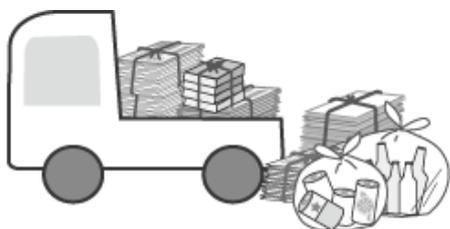
**ごみ処理費用が削減でき、他の施策の充実が図れます。**



地球規模でのメリット

**地球環境に配慮した、限りある資源の有効活用が図れます。**

一緒に作業していると、仲良しになるね！



### 3. 日高市集団資源回収奨励報償金制度の利用について

- (1)登録資格 … 市民で組織される営利を目的としない団体  
(例:自治会、子ども会、PTAなど)
- (2)回収対象 … 市民の日常生活から出される廃棄物の中で再利用できるもの
- (3)回収品目 … 古紙類、牛乳パック、繊維類、金属類、ガラスびん類  
(飲料用紙パック)

#### 報償金の額

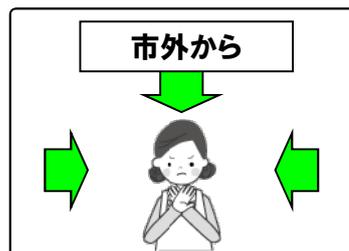
				
古紙類 10円/kg当り	牛乳(紙)パック 10円/kg当り	繊維類 10円/kg当り	金属類 7円/kg当り	ガラスびん類 7円/kg当り

※報償金の額を変更する場合があります。

#### × 禁止事項



- ① 集積所からの引き抜き
- ② 一般家庭以外からの回収
- ③ 市外からの持ち込み



※ これらの行為等が発覚した場合は、参加資格の抹消、報償金の支給停止及び報償金の返還を求めることがあります。

## 4. 回収品目と出し方等について

資源として回収する品目は、古紙類、牛乳パック、繊維類、金属類、ガラスびん類です。**登録取扱事業者によって取扱品目などが異なりますので、事前に調整をお願いします。**

また、きちんと分別されていないと引き取ってもらえない場合がありますので注意して下さい。

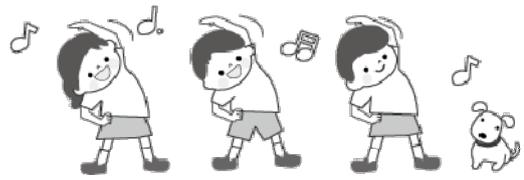
※ 取り扱い等は、市の分別基準を原則とします。

※ 古紙類、繊維類は、濡らさないようにしてください。

回収品目		出し方	出せないもの
古紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞紙（チラシを含む）</li> <li>○段ボール</li> <li>○その他雑紙               <ul style="list-style-type: none"> <li>・雑誌、書籍、カタログ</li> <li>・菓子の箱</li> <li>・包装紙 など</li> </ul> </li> </ul>	<p>種類別にし、大きさをそろえて、ひもで十文字に束ねる。</p> <p>※ガムテープでの梱包はしない。</p>	<p>ビニール加工されたもの、紙コップ、シール（台紙を含む）、複写伝票、油・食品等で汚れたもの、油紙、感熱紙（レシートなど）、金色・銀色の紙製品、洗剤が付着した紙、写真など。</p>
牛乳パック	<ul style="list-style-type: none"> <li>○牛乳パック               <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳パック</li> <li>・飲料用紙パック</li> </ul> </li> </ul>	<p>水ですすいでから乾かし、開いて、ひもで十文字に束ねて出す。</p>	<p>内側がアルミコーティングされているもの。</p>
繊維類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衣類、下着</li> <li>○着物、帯</li> <li>○ネクタイ</li> <li>○毛布、シーツ</li> <li>○タオル</li> </ul>	<p>ひもで十文字にしぼるか、ビニール袋に入れる。</p>	<p>くつした、綿・羽毛入りのもの、カーテン、革製品、ぼうし、汚れているもの、破れているもの、まくら、ふとん、マットレス、毛糸製品、ぬいぐるみなど。</p>
金属類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き缶               <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ、スチール</li> </ul> </li> <li>○金属くず</li> </ul>	<p>空き缶は、洗ってからつぶし、ビニール袋に入れる。</p>	<p>カセットコンロ用ボンベ類、劇物容器など危険性のあるもの。</p>
ガラスびん類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空きびん               <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料用、酒類のびん</li> </ul> </li> <li>○カレット（ガラスくず）</li> </ul>	<p>色、大きさなど、種類ごとに分類する。</p> <p>キャップははずし、中を水洗いし水を切る。</p>	<p>セトモノなどガラス以外のもの。</p> <p>化粧品や薬びん。</p>

## 5. 資源回収の手順等について

### 事前準備をしましょう



資源回収の年間計画を立てる。資源回収の登録取扱事業者を決め、事前打ち合わせをしておく。  
(日程、回収地域、活動時間、回収方法、集積場所、人員体制や役割分担など)



### 市への登録をしましょう

登録は、初回のみ。以後その内容は自動的に継続されます。

#### 【提出書類】

様式第1号(第3条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録申請書



団体登録の内容に変更はありませんか？



団体登録の内容に変更が生じたら、速やかに届出を提出してください。

#### 【提出書類】

日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録変更届



団体登録が抹消されていませんか？

様式第3号(第6条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付申請書の提出が2年度間無い場合は、団体登録を抹消させていただきます。  
なお、抹消後に資源回収を実施する場合は、改めて市への登録が必要になります。

### 資源回収の準備をしましょう



団体内(会員)、登録取扱事業者と詳細を打合せをしておきましょう。  
(日程、回収地域、活動時間、回収方法、集積場所、人員体制や役割分担など)  
資源回収の対象地域に協力を呼びかけましょう。

## 資源回収を行いましょ



- 回収漏れの家や回収したものが集積場所に残っていませんか？
  - 登録取扱事業者から、次のものを受け取りましたか？
    - ・回収品目の売却代(明細等も含む)
    - ・様式第4号(第6条関係)集団資源回収伝票(実施団体控、市役所提出用)
    - ・登録取扱事業者が紙問屋等に持ち込んだ際の内訳、計量票等(仕切票等)
- ※ガラスびんは、種別と本数がわかる伝票  
(一升瓶△本、ビール瓶(大)△本、ジュースびん△本など)

## 市へ報告しましょ

※資源回収実施後速やか(14日以内)に提出してください。

- 書類の数量等が一致していますか？
- 不足している書類はありませんか？



### 【提出書類等】

- ① 様式第3号(第6条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付申請書
  - ② 様式第4号(第6条関係)集団資源回収伝票(市役所提出用)
  - ③ 登録取扱事業者が紙問屋等に持ち込んだ際の内訳、計量票等(仕切票等)
- ※ガラスびんは、種別と本数がわかる伝票  
(一升瓶△本、ビール瓶(大)△本、ジュースびん△本など)

(注) ガラスびんの重量が分からないものは、次のとおりに扱います。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ① 一升瓶、2リットルびん     | … 1本 = 1kg   |
| ② ビール瓶(大)、1リットルびん | … 1本 = 0.5kg |
| ③ ジュース等その他のびん     | … 1本 = 0.4kg |



## 交付決定



市では書類を審査し、四半期(3ヶ月)ごとに取りまとめ、当該交付決定通知書を代表者に送付します。  
併せて、指定の口座に報償金の振り込み手続を行います。

## 市から、報償金が交付されます。

【問合せ、書類等の提出先】 日高市 環境課 廃棄物対策担当  
電話番号 042-989-2111 (代)

# 可燃ごみの中のざつがみ雑紙を資源に変えよう!



## 環境課からの耳寄りな情報です。

市民の皆さんから出されている可燃ごみ。毎年中身を調べていますが、リサイクル可能な紙類が、なんと10パーセント以上も含まれており、いわば眠っている資源です。

この可燃ごみに混入されている紙類は、集団資源回収の古紙類として回収することが可能です。

限りある資源を有効利用することはもちろん、登録団体の皆さんにとっても売上金、市報償金の対象になることから収益増加につながります。また、市や市民にとっても、ごみ処理費用の削減や集積所のごみ量の軽減を図ることになります。

ぜひ、雑紙の回収にご協力ください。

### ◆ 古紙として回収可能な雑紙類の一例

銀紙は  
はずす

たばこ・食品の包装紙、  
紙箱

包装紙

金具ははずす

カレンダー、ポスター

連結用の紙パック

窓付きは  
はずす

封筒、はがき

ノート、教科書

トイレットペーパー、  
ラップの芯

割箸の紙袋

※ セロハンやビニール、金具は取りはずしてください。

※ 他にも、ティッシュペーパーや贈答品などの紙箱、画用紙、折り紙、名刺なども可能です。

小さい紙類の出し方の例

雑誌にはさむ      封筒に入れる      紙袋に入れる  
※持ち手が紙以外のものは  
はずす。

～ 雑紙の回収にご協力をお願いします。～

## 6. 日高市集団資源回収奨励報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で再利用できる資源（以下「有価物」という。）を回収する団体に奨励報償金（以下「報償金」という。）を交付することにより、資源の再利用の促進、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 市内に住所を有する者で組織される営利を目的としない団体をいう。
- (2) 登録団体 次条第1項の登録を受けた団体をいう。
- (3) 取扱事業者 登録団体の回収した有価物を再回収する事業者をいう。
- (4) 登録取扱事業者 次条第1項の登録を受けた取扱事業者をいう。

(登録等)

第3条 この要綱の定めるところにより有価物の回収又は再回収に参加協力しようとする団体及び取扱事業者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする団体及び取扱事業者は、日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録申請書（様式第1号）又は日高市集団資源回収取扱事業者登録申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、登録を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 登録団体及び登録取扱事業者は、第2項に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(報償金の交付)

第4条 市長は、登録団体が有価物を回収し、当該有価物を登録取扱事業者に引き渡した場合に報償金を交付するものとする。

(対象有価物及び報償金の額)

第5条 報償金の交付の対象となる有価物及び報償金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- |            |           |     |
|------------|-----------|-----|
| (1) 古紙類    | 1キログラムにつき | 10円 |
| (2) 牛乳パック  | 1キログラムにつき | 10円 |
| (3) 繊維類    | 1キログラムにつき | 10円 |
| (4) 金属類    | 1キログラムにつき | 7円  |
| (5) ガラスびん類 | 1キログラムにつき | 7円  |

- 2 前項の規定に基づき算出した報償金の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 報償金の交付を受けようとする登録団体は、回収した有価物を登録取扱事業者に引き渡したときは、速やかに日高市集団資源回収奨励報償金交付申請書（様式第3

号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、登録取扱事業者の発行する資源回収伝票(様式第4号)を添付しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する報償金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査をし、報償金の交付を決定したときは、速やかに登録団体に対し、日高市集団資源回収奨励報償金交付決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(交付の時期)

第8条 報償金は、毎年度四半期ごとに交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

## 7. 各種様式

(1) 様式第1号(第3条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録申請書	… 11
(2) 日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録事項変更届	… 12
(3) 様式第3号(第6条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付申請書	… 13
(4) 様式第4号(第6条関係)集団資源回収伝票	… 14
(5) 様式第5号(第7条関係)日高市集団資源回収奨励報償金交付決定通知書	… 15
(※6) 様式第2号(第3条関係)日高市集団資源回収取扱事業者登録申請書	… 16
(※7) 日高市集団資源回収取扱事業者内容変更届	… 17

(注)※6、※7は、事業者のみとなります。



様式第1号 (第3条関係)

日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録申請書

年 月 日

(あて先) 日高市長

申請者 住 所 日高市  
氏 名

日高市集団資源回収奨励報償金交付要綱第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

団 体 名	
代 表 者	住 所 日高市 氏 名  電 話 ( )
構 成 人 員 及 び 世 帯 数	
実 施 地 域	
主 な 取 扱 事 業 者	住 所 氏 名  電 話 ( )
年 間 実 施 計 画	<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 隔月 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他 ※ いずれかに☑印を記入してください。

# 日高市集団資源回収奨励報償金交付団体登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 日高市長

団体名 \_\_\_\_\_

※変更になった事項の新旧を記入してください。

## 1. 登録団体の変更

(旧) 代表者名	
(旧) 住 所	
(旧) 電話番号	



代表者名	ふりがな
住 所	
電話番号	

## 2. 口座の変更 (前回提出した「日高市集団資源回収奨励報償金交付申請書」と異なる場合。)

(旧) 金融機関	銀行 信用金庫 支店 農業協同組合		
	普通・当座	口座番号	
	名義人	ふりがな	



※略称等は用いず、正式な名称等を記入してください。

金融機関	銀行 信用金庫 支店 農業協同組合		
	普通・当座	口座番号	
	名義人	ふりがな	

## 3. その他

変 更 前	→	変 更 後

様式第3号（第6条関係）

日高市集団資源回収奨励報償金交付申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

申請者 団 体 名  
 代表者住所 日高市  
 代表者氏名  
 電 話

日高市集団資源回収奨励報償金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額及び内訳

区 分	数 量	単 価	報償金額（数量×単価）
古 紙 類	kg	10円	円
牛 乳 パ ッ ク	kg	10円	円
織 維 類	kg	10円	円
金 属 類	ス チ ー ル	kg	7円
	ア ル ミ	kg	7円
ガ ラ ス び ん 類	無 色	kg	7円
	茶 色	kg	7円
	そ の 他	kg	7円
合 計			(10円未満切捨て) 円

※ 事業者発行の資源回収伝票を添付のこと。（欄外、【注意事項】参照）

2 振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 支店 農業協同組合		
預 金 種 目	普通 当座	口座番号	
口 座 名 義	ふりがな		

【注意事項】申請時にはこの様式のほか、次の書類の提出等が必要です。

- ① 様式第4号（第6条関係）集団資源回収伝票（市役所提出用）。
- ② 登録取扱事業者が紙問屋等に持ち込んだ際の内訳、計量票等。

様式第4号 (第6条関係)

集 団 資 源 回 収 伝 票 ( ※1 )		年 月 日																																					
団体名 _____	( _____ 年 _____ 月 _____ 日実施)																																						
住所 _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">単 価</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古 紙 類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>牛 乳 パ ッ ク</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繊 維 類</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金 属 類</td> <td>ス チ ー ル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア ル ミ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガ ラ ス び ん 類</td> <td>無 色</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>茶 色</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	数 量	単 価	金 額	古 紙 類				牛 乳 パ ッ ク				繊 維 類				金 属 類	ス チ ー ル			ア ル ミ			ガ ラ ス び ん 類	無 色			茶 色			そ の 他			合 計			
区 分			数 量	単 価	金 額																																		
古 紙 類																																							
牛 乳 パ ッ ク																																							
繊 維 類																																							
金 属 類			ス チ ー ル																																				
			ア ル ミ																																				
ガ ラ ス び ん 類			無 色																																				
			茶 色																																				
			そ の 他																																				
合 計																																							
代表者名 _____																																							
電話 _____																																							
右のとおり集団資源回収を実施しました。																																							
事業者名 _____																																							
住所 _____																																							
氏名 _____																																							
電話 _____																																							
(※2)																																							

(※1) …… 3枚複写伝票で、(事業者控)、(実施団体控)、(市役所提出用)があります。

(※2) …… (市役所提出用)には、次の記載があります。

「※この伝票は、報償金交付申請書に添付してください。」

様式第5号（第7条関係）

日高市集団資源回収奨励報償金交付決定通知書

年 月 日

様

日高市長

印

年 月 日付で申請のあった報償金の交付について、日高市集団資源回収奨励報償金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法 口座振込
- 3 交付予定時期 年 月 日以降

※ 表記の金額を指定された金融機関の預金口座に振り込みます。

様式第2号 (第3条関係)

日高市集団資源回収取扱事業者登録申請書

年 月 日

(あて先) 日高市長

申請者 住 所  
氏 名

日高市集団資源回収奨励報償金交付要綱第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

事 業 者 名	
代 表 者	住 所 氏 名  電 話 ( )
取 扱 品 目	<input type="checkbox"/> 古紙類 ( <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> ダンボール ) <input type="checkbox"/> 牛乳パック <input type="checkbox"/> 繊維類 <input type="checkbox"/> 金属類 ( <input type="checkbox"/> 空き缶 <input type="checkbox"/> 金属くず ) <input type="checkbox"/> ガラスびん類 ( <input type="checkbox"/> 空きビン <input type="checkbox"/> カレット )  ※ 該当品目にレ印を記入してください。
有 価 物 の 主 な 引 渡 先	
市 内 で 取 引 し て い る 登 録 団 体 名	

※ 金属くずを取り扱う業者については、許可証の写を必ず添付すること。

# 日高市集団資源回収登録取扱事業者内容変更届

年 月 日

(あて先) 日高市長

申請者 住 所  
氏 名

日高市集団資源回収奨励報償金交付要綱第3条第2項の規定により申請した内容について、下記のとおり変更を届け出ます。

## 記

次の該当する項目の番号に○印をつけ、当該変更の内容等を記入してください。

### 1. 登録内容の変更

#### 【変更前】

事業者名	
代表者	住 所 氏 名 電 話
取扱品目	<input type="checkbox"/> 古紙類 ( <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> ダンボール ) <input type="checkbox"/> 牛乳パック <input type="checkbox"/> 繊維類 <input type="checkbox"/> 金属類 ( <input type="checkbox"/> 空き缶 <input type="checkbox"/> 金属くず ) <input type="checkbox"/> ガラスびん類 ( <input type="checkbox"/> 空きビン <input type="checkbox"/> カレット ) ※ 該当品目に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入してください。

#### 【変更後】

事業者名	
代表者	住 所 氏 名 電 話
取扱品目	<input type="checkbox"/> 古紙類 ( <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> ダンボール ) <input type="checkbox"/> 牛乳パック <input type="checkbox"/> 繊維類 <input type="checkbox"/> 金属類 ( <input type="checkbox"/> 空き缶 <input type="checkbox"/> 金属くず ) <input type="checkbox"/> ガラスびん類 ( <input type="checkbox"/> 空きビン <input type="checkbox"/> カレット ) ※ 該当品目に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入してください。

#### 【その他】

---

### 2. 登録の廃止 【理由】

---

日高市集団資源回収登録取扱事業者一覧

令和7年5月14日時点

No.	事業者名	住所	電話番号	取扱品目
1	(株)今井 鶴ヶ島営業所	〒350-2217 鶴ヶ島市三ツ木78-3	049-285-6422	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類
2	王子齋藤紙業(株) 西部所沢営業所	〒359-1167 所沢市林1-327	04-2948-0070	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類
3	大山金属	〒350-0311 鳩山町石坂1266-10	049-296-1950	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類 ・金属類(・空き缶 ・金属くず)
4	奥富興産(株)	〒350-1322 狭山市下広瀬782-2	04-2952-3332	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類 ・金属類(・空き缶※アルミ缶のみ ・金属くず)
5	(株)梶谷商事 入間営業所	〒358-0032 入間市狭山ヶ原321-1	04-2934-4626	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック
6	(株)紙商興産	〒350-1153 川越市下松原492-21	049-243-0706	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・繊維類 ・金属類(・空き缶)
7	マルマリサイクル	〒350-1101 川越市の場25-1	049-233-5999	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・金属類(・空き缶)
8	(株)熊谷紙業	〒360-0117 熊谷市上新田304	048-536-4128	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・繊維類 ・金属類(・空き缶 ・金属くず)
9	小岩井酒店	〒350-1249 日高市高麗川2-2-10	042-989-0108	・ガラスびん類(・空きビン)
10	(株)サンメタル	〒350-1202 日高市駒寺野新田17-20	042-985-6311	・金属類(・空き缶 ・金属くず※ただし鉄は除く)
11	西川商会	〒190-1232 瑞穂町長岡4-19-2 みずほハイツ105	090-1217-0550	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類 ・金属類(※アルミ缶のみ)
12	(有)福瑞商会	〒198-0024 青梅市新町9-2009	042-530-6014 042-831-5009	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類 ・金属類(・空き缶)
13	藤川屋酒店	〒350-1243 日高市新堀624-2	042-989-5164	・ガラスびん類(・空きビン)
14	(株)前原紙業 瑞穂営業所	〒190-1201 瑞穂町二本木430-2	042-568-0868	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類
15	(株)三基産業	〒355-0134 吉見町大串559	0493-81-4758	・金属類(・空き缶) ・ガラスびん類(・空きビン)
16	宮本商店	〒198-0022 青梅市藤橋3-6-9	0428-32-0327	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類 ・金属類
17	むさし野紙業(株)	〒350-0804 川越市下広谷404-1	049-239-3456	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類
18	(株)森正商店	〒350-0443 毛呂山町長瀬369-1	049-294-0156	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック ・繊維類 ・金属類(・空き缶 ・金属くず) ・ガラスびん類(・空きビン ・カレット)

No.	事業者名	住所	電話番号	取扱品目
19	(有)山岸屋商店	〒350-1205 日高市原宿152-4	042-989-0013	・ガラスびん類(・空きビン)
20	(株)山田洋治商店	〒178-0062 練馬区大泉町1-28-40	03-3921-2023	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック
21	吉野屋商店	〒350-1242 日高市北平沢722	042-989-0020	・ガラスびん類(・空きビン)
22	リカーワールドおさだ	〒350-1205 日高市原宿362-33	042-985-2338	・ガラスびん類(・空きビン)
23	(株)こんの 坂戸鶴ヶ島営業所	〒350-2211 鶴ヶ島市脚折町1-17-12	049-272-5577	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・繊維類
24	グリーンロジテック(株) 川越営業所	〒350-0851 川越市氷川町294-1	049-227-7907	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック 繊維類
25	(株)ますや	〒185-0021 国分寺市南町2-6-12	042-322-5735	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック 繊維類 ・金属類(・空き缶)
26	(有)津根正商店	〒350-0812 川越市下小坂635	049-231-1048	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック 繊維類 ・金属類(・空き缶)
27	(株)YSR	〒350-0431 毛呂山町苦林130-6	049-299-8951	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック 繊維類 ・金属類(・空き缶)
28	(株)久米川紙業	〒350-1313 狭山市上赤坂字妻恋ヶ原606	04-2958-3036	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック 繊維類 ・金属類(・空き缶)
29	(株)アイティ商事	〒350-1153 川越市下松原492-21	049-243-9499	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック 繊維類 ・金属類(・空き缶・金属くず)
30	(株)エコプレゼンス	〒190-1201 東京都西多摩郡瑞穂町 二本木476-16	042-513-9546	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック 繊維類 ・金属類(・空き缶・金属くず)
31	(株)ブシュー	〒352-0011 新座市野火止1-13-41	048-479-7578	・古紙類(・新聞・雑誌・ダンボール) ・牛乳パック 繊維類 ・金属類(・空き缶※アルミ缶のみ)